

業務中・通勤中に災害にあったら

当院では、労働災害による治療にも対応しております。

医師の診断のもと、適切な治療、理学療法士によるリハビリを行います。

当院での治療やリハビリを行いたい方は、お気軽にご相談ください。

◆労働災害の申請

労働災害が発生した場合、速やかに会社の担当者へ報告して下さい。労災保険にて治療を受ける場合、書類による申請が必要となります。

◆労働災害による治療の治療費

一般的に労働災害による治療にかかる治療費は「労災保険」でまかなわれます。そのため、基本的には患者様が治療費を負担する事はありません。

◆労災保険をご利用の患者様へ

ご来院前に会社の担当者へ労災申請の旨をご連絡して下さい。

※療養給付請求書の提出がない場合、提出があるまで自費にてお支払いいただきます。

例外もございます。ご利用の際は当院へ一度ご相談ください。